第明三治二十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第２１００９号
埼玉県朝霞市岡１丁目14―22
債務者　新井　景司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０２号
広島県福山市神辺町大字川北245番地３、旧住所広島県福山市神辺町字湯野188番地の１
債務者　重政加代子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８２号
熊本県菊池市隈府485番地
債務者　田中　康敬
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目16番７―501号コーポラスヒル、住民票上の住所沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目19番12号
債務者　新垣美津江
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２５号
熊本県八代市植柳上町340番地　Ｇ１－３
債務者　三浦　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第４４号
熊本県阿蘇市黒川1180番地５
債務者　靏林　誠也
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後２時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第２０８５７号
群馬県沼田市上川田町2602―１
債務者　大竹　美加
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８５８号
東京都板橋区高島平９丁目27―14―602
債務者　田島めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９４号
岐阜県養老郡養老町船附1348―205、住民票上の住所岐阜県養老郡養老町三神町434―６
債務者　上原　新吾（旧姓戸川）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９５号
埼玉県加須市花崎１丁目39―１
債務者　渡邉　景子（旧姓保住）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９６号
静岡県御殿場市新橋860
債務者　千葉佳奈子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９７号
東京都板橋区坂下１丁目21―２
債務者　有村　裕子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９８号
茨城県取手市本郷５丁目11―５
債務者　岡田　玲子（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８９９号
茨城県笠間市平町2171―２―Ｂ
債務者　山澤ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３０号
埼玉県入間市豊岡３丁目５―６
債務者　酒井　和男
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部